

第四回講義 (20141024)

第1章 問答の観点からの言語行為論

§1 発語内行為の分類

§2 質問の発語内行為の特殊性

§3 言語行為はなぜ成立するのか？

1 グライスの意味論

2 グライスの意味論への批判

グライスの意味論に対しては3つの反例の指摘がある。(Cf. Jeff Speaks, 'theory of meaning' in Stanford Encyclopedia of Philosophy)

**反例1**：聞き手がすでにpを信じていることを知っているにもかかわらず、話し手がある発話によってpを意味する場合がある。例えば、思い出させる場合、告白する場合。

**反例2**：話し手の意図の認知によってではなく、議論の結論として、pを信じさせようとしている場合。(これは、J. サールが指摘している批判である。)

**反例3**：思考における言語の使用のように、意図された聞き手がいない場合。

この内の反例1と反例2（サールからの反例）に対しては、グライスは「発話者の意味と意図」で答えている。

反例3については、グライスならば、彼が定義しようとしたことは、「SがHに行為xによって何かを非自然的に意味する」であって、その課題をこえると答えるかもしれない。しかし反例3も、非自然的に何かを意味する事例であるので、グライスが論文「意味」で冒頭に掲げた課題「非自然的意味とはなにか」に属しているの、その課題に十分に答えていないという反例にはなる。

(グライスの意味論に関する批判と応答とその吟味には、ここでは立ち入りません。)

本日ここから

3 サールによる言語行為成立の説明

(1) サールのグライス批判

サールは『言語行為』で、グライスの論文「意味」について2点の批判をおこなう。

批判1、意味という事柄が規則や慣習に関わる問題であるという事情を説明していない。

批判2、意図された効果というものによって、意味というものを定義することによって、この分析は、発語

内行為を発語媒介行為と混同している。(Cf. 邦訳 p. 77)

批判2では、グライスの説明は、主として発語内行為の説明になっており発語内行為の説明にはなっていないと批判する。その理由の一つが、上記の反例2である。「p」という主張を聞き手が受け入れること（発語媒介行為）は、Sの意図の認知によって成立するだろうが、しかし聞き手が「p」という主張（発語内行為）を理解するのは、Sの意図の認知によってではない。

「グライスの説明に対する私の二つの反論は、一貫したものである、そして、その二つの反論が妥当であるならば、以下の様な見取り図が描かれるであろう、すなわち、話し手の側においては、何ごとかを述べかつそのことを意味することが、聞き手の側に何らかの効果を生じさせることと緊密に結びついている。他方、

聞き手の側においては、話し手の発話を理解することが、話し手の意図を認知することと緊密に結びついている。字義通りの発話において、話し手の側と聞き手の側を結ぶ橋渡しは彼らが使用している共通の言語によって与えられる。この橋渡しは以下のように機能する。

- 1 一つの文を理解することはその文の意味を知ることである。
- 2 文の意味は規則によって決定される。そして、その規則はその文の発話の条件を特定するのみならず、その発話がいかなるものとして見なされるかということをも特定する。
- 3 一つの文を発話してそれを意味するということは、
  - a 規則の内のあるものによって特定されたある種の事態が成立しているということを聞き手に対して知らせる（認知させる、気づかせる）ということ在意図(i-1)し、
  - b この意図(i-1)を聞き手に認知させるという手段によってこれらの事柄を聞き手に知らせる（認知させる、気づかせる）ということ在意図(i-2)し、
  - c 発話された文に関する規則について聞き手が持っている知識を利用してこの意図(i-1)を聞き手に認知させるということ在意図するということである。[訳文をパラフレーズした]
- 4 かくして、その文は、聞き手においてある種の発話内的効果を生じさせるという意図を達成するための慣習的な手段を提供しているのである。話し手は、その文を発話してそれを意味するとき、この三つの意図 a, b, c をもつことになる。聞き手がこの発話を理解するということは、まさにこれらの意図が達成されるということにはほかならない。すなわち一般には、聞き手がその文を理解するとき、すなわち、その文の意味を知っているとき、さらに換言するならば、その文の各要素を支配する規則を知っているときにこれらの意図は達成される。」(サール『言語行為』邦訳 pp. 84f)

上記の3を例で示す。

「ハロー」を発話して、それを意味するということは、条件 a、自分が挨拶されているということを聞き手に対して知らせるということ在意図 1 し、条件 b、この自分が挨拶しているという意図 1 を聞き手に認知させるという手段によって聞き手が挨拶されているということを聞き手に知らせるということ在意図 2 し、条件 c、「ハロー」という文に関する規則について、聞き手がもっている知識を利用してこの聞き手に挨拶しようという意図 1 を聞き手に認知させるということ在意図 3 するということである。」(サール『言語行為』邦訳 p. 85)

サールはグライスの条件を次のように改訂する。

「非自然的意味に関してグライスが最初に行なった分析と、なにごとかを述べてそれを意味するというまったく異なる概念に関する私の改訂された分析との差異は以下のように要約できる。

### 1、グライスの最初の分析

話し手がXによってなにごとかを非自然的に意味するとは、

- a、Sは、Xの発話が聞き手Hにおいて一定の発話媒介行為PEを生じさせることを意図(i-1)し、
- b、Sは、Uがこの意図(i-1)の認知によって(by means of recognition)効果PEを生じさせることを意図することである。

### 2、改訂された分析

Sが文Tを発話して、それを意味する（すなわち彼が述べることを文字通りに意味するということ）とは、

SがTを発話して、かつ

- a、Sは、Tの発話UがHにおいて、Tに関する規則（の内のあるもの）によって特定された事態の知識

(認知、意識)を生じさせることを意図(i-1)し、(この効果を、発語内的効果 I Eと呼ぼう)。

b、Sは、この意図(i-1)の認知によって(by means of recognition) I Eを生じさせることを意図し、

c、Sは、Tの(要素)を支配する規則(の内のあるもの)に関するHの知識によって(を手段として)

この意図(i-1)が認知されることを意図することである。」(『言語行為』原文 pp. 49f. 邦訳 p. 86f)

グライスの論文「意味」での条件は、論文「話し手の意味と意図」では次のように定義されている。

「Uは、xを発話することでごとかを意味した」が真であるのは、ある受け手Aに関して、Uが次のことを意図しながらxを発話した場合であり、その場合に限られる。

(1) Aが特定の反応rを示すこと

(2) AがUは(1)を意図していると思う(認識する)こと

(3) Aが(2)の実現を踏まえて(to be based on the fulfillment of (2)) (1)を実現すること。」

(*Studies in the Way of Words*, p.105, 『論理と会話』訳, 139)

グライスの条件(1)はaに、(2)はcに、(3)はbに書き換えられている。(ただし、サールは、意図してcとbの順序を逆転させたのではない。グライスの論文「意味」での非自然的意味の成立条件をグライスが3条件に整理しなおしたのは、サールのこの批判の後に書かれた「話し手の意味と意図」だったので、サールは意図して逆転させたのではない。)

これを用いて、サールは次のように言語行為の成立を説明する。

## (2) サールによる発語内行為の成立の説明

「1、いかにして約束するか 複雑な方法」(102-110)

話し手Sが聞き手Hがいるときに文Tを発話することにする。このとき、SがTを字義通りに発話しつつ、かつ欠陥なくHに対してpという約束をするならば、そして、その場合に限って次の1から9の条件が成立する。

(1) 正常入出力条件 **Normal input and output conditions** が成立している。

これには、話し手と聞き手が当該言語を使いこなせるということ、自分達の行っていることを自覚していること、身体的欠陥がないこと、劇中で役を演じているのでもなければ、冗談をいっているのでもないということが含まれる。

(2) SはTという発言において、命題pを表現する。

(3) pと表現することによって、Sは、S自身について将来の行為Aを述定している。

条件(2)(3)を一括して命題内容条件 **propositional content condition** と呼ぶ。厳密には対象について述定することが可能であるものは行為ではなく表現である。従って、この条件は本来は次のように述べることができるであろう。すなわち、pと表現する際に、Sが自分について、ある表現を述定し、その表現の意味として、その対象についてその表現が真であれば、その対象が将来の行為Aを遂行するというのも真であるという場合が考えられる。

(4) Hは、SがAをしないよりはする方を好むであろう。また、Sは、HがSがAをしないよりはする方を好むと思っている。

約束と威嚇 **THREAT** との決定的な相違は、約束が相手に味方して、何事かをおこなうという制約であり、相手に敵対してそのことを行うという制約ではないのに対して、威嚇は相手に敵対して何事かを行うという制約であり、相手に味方してそのことを行うということではないという点である。

さらに約束は、通常、たとえば招待とは異なり、約束を必要とする機会や状況を要求する。そのような機会や状況に不可欠の特性は、約束の相手がそうしてもらうことを望んでいるということ、および約束する本

人がその望みに気づいているということである。

(5) 事態の通常の推移において、SがAをするということは、SにとってもHにとっても自明のことではない。

(4) (5) を事前条件 preparatory condition と呼ぶ。

(6) SはAを行うことを意図している。

これを誠実性条件 sincerity condition と呼ぶ。

(7) Sは、Tという発言によって自分がAを行うという義務を負うことになるということを意図している。

これを本質条件 essential condition と呼ぶ。

(8) Sは、Tという発言によってSがAを行う義務を負うことになるという認知(K)をHの中に生じさせることを意図する(i-1)Sは、i-1の認知 recognition によってKを生じさせることを意図し、さらに、i-1の認知が、Tの意味をHが知っていることによってなされるように意図している。

(9) SおよびHによって使用されている方言の意味論的規則は、Tが正しくかつ誠実に発せられるとき、かつそのときに限って、条件1-8が成立するという規則である。

この条件は、発せられた文が、その言語の意味論的規則において、約束をするために使用される文であるとされるということを明らかにするために述べられている。

## (2) サールによる指示の成立の説明

「Sが、Cという脈絡において、Hを前にして表現Rを発話するとしてみよう。このとき、Sが単称同定指示という言語行為を首尾よくかつ欠陥無く遂行するためには以下の1-7の条件が成立することが必要かつ十分である。

1 正常入出力条件が成立している。

2 Rという発話は、何らかの文(ないし文に類似する言語要素) Tの発話の一部として生起している。

3、Tの発話は、或る一つの発話内行為の遂行(ないしその遂行を偽装するもの)である。

4 なんらかの対象Xが存在して、そのXに関しては、RがXの同定記述を含んでいるか、あるいは、SがXの同定記述をRに補充することができるかのいずれかである。

この条件は、存在公理と同定原理を表現している。

5 Sは、Rの発言がHに対してXを選び出すか、あるいは同定するものであるということを意図する。

6 Sは、Rの発言がHに対してXを同定するということが、Xを同定しようというSの意図をHが認知するということによってなされるということを意図し、さらに、この認知そのものがまた、Rを支配する規則に関するHの知識およびCに対するHの自覚によって達成されるということを意図する。

7 Rを支配する意味論的規則は、そのRが正しく発話されることと、以上の1-6の条件すべてが成立することとが同値であるという内容のものである。」(邦訳 pp. 169f)

## (3) サールによる述定の成立の説明

「SがHの前で表現pを発話するとしてしよう。このとき、Pの字義通りの発話において、Sが首尾よく、かつ、欠陥のない仕方で、対象Xに関してPを述定することになるのは、次の1-8の条件が成立した時であり、かつ、その時に限る。

1、正常入出力条件が成立する。

2、Pの発話が、何らかの文(または文に類似する言語単位)の発話の部分として生起する。

3、Tの発話は、なんらかの発話内行為の遂行であるか、またはその遂行を装うものである。

4、Tの発話のためには、Xへの指示に成功することが必要である。

5、Xは、PがXに関して真であったり、偽であったりすることが論理的に可能であるようなタイプまたは範疇のものである。

6、Sは、Tの発話によって、Xに関してPが真であるか否かという疑問を提起することを意図している（ただしこれは、ある種の発話内的様式においてであり、その様式は、その文の中の発話内的力表示部分によって表示されることになる。）

7、Sは、Pの発話がXに関するPの真偽に関する疑問をなんらかの発話内的様式において提起するという知識をHにおいて生じさせることを意図する。そしてさらに話し手は、その認知が、HによるPの意味の知識によって達成されるということを意図する。

8、Pを支配する規則は、それが正しく発話されることの必要十分条件が以上の1－7の条件がすべて満足させられているということであるというものである。」（邦訳 pp. 225f）